

令和6年 第1回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和6年1月25日(木) 午後1時30分～午後2時35分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (16人)

出席者	1番 宇佐美幸雄	2番 山田 茂	3番 竹内 佳重
	4番 宮口 太郎	5番 欠番	6番 井上 豊
	7番 芝崎 篤子	8番 眞砂 幸光	9番 神宮 俊夫
	10番 戸塚 勉	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 田中 正明	14番 中山 範雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1 議事録署名人の指名について

日程第 2 会務の報告について

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

日程第 4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について

日程第 5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について

日程第 6 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 恭義	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	新部 俊之	農地係	真下 貴光
農業振興係	大河原健斗		

会議の概要

議長 ただいまから令和6年第1回農業委員会総会を開会します。

出席委員は16名中16名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、8番眞砂幸光委員・10番戸塚勉委員の両君を指名します。
なお、書記に事務局職員を任命します。

次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会務の報告をいたします。議案書7ページを御覧ください。令和5
年12月25日開催の第12回総会で許可相当の議決案件、農地法第4条関
係1件、5条関係16件につきましては、令和6年1月19日付で許可書を
発行いたしました。

続きまして、別紙でお配りしましたA4一枚紙の令和6年第1回総会報告案件
一覧を御覧ください。令和5年度ぐんま農村男女（とも）に輝くフェスティ
バルが1月10日に前橋市の群馬会館で開催され、芝崎委員が出席されまし
た。

群馬県農業会議の第10回常設審議委員会が1月19日に前橋市のJAビルで
開催され、丸山会長が出席されました。

女性ネットワーク第1回理事会が1月22日に前橋市のJAビルで開催され、
芝崎委員が出席されました。

報告は以上となります。

議 長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議につい
てを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したか
ら審議のうえ議決願いたい。

令和6年1月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第1号、農地法3条の申請は議案書1ページ記載の7件です。受理した申
請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たす
と考えます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

6番。

6番委員 6番です。議案第1号、3条の2番、農機の保管状況、人員から見て特に問
題はないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ほかにありますか。

9番。

9番委員 9番です。3条の3番、ここの土地は以前より譲受人が作付けしておりまして、特には問題はないと思います。

以上です。

議長 4番。

4番委員 4番です。議案第1号、農地法第3条関係の6番でございます。この案件は、〇〇という法人の社長でありまして、この畑の周りもその人がほとんど作っておるところでございます。大きく農業をやっておりますので、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

議長 8番。

8番委員 8番です。議案第1号、農地法3条の4番です。〇〇の農地なのですけれども、〇〇の人が、これ見て分かるのですけれども、農業を実は今していないのですけれども、よく話を聞きましたら、以前に農業をやっていたということで、この土地を買いたいということです。場所は、正直なところあんまりいいところではないのですけれども、日当たりもよくて、この方の希望のところではないかなと思いますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

7番。

7番委員 7番です。議案第1号、農地法第3条の7番です。こちら現地確認しましたが、特に問題ないと思います。よろしくお願いたします。

議長 ほかにありますか。

11番。

11番委員 11番です。議案1号、農地法3条の1番と5番なのですが、1番につきましては〇〇の南方400メートルぐらいの場所なのですが、ここは数年というか、数十年もう耕作されていない土地であり、ものすごく荒れております。ここに〇〇さんですか、この方が林業もやっているのです、この方。その関係で話によりますと、早生桐を植えるというような話を聞いておりますので、特にこれは問題ないと思います。

それから、5番の〇〇と〇〇ですか、これは中に1つ畑を挟んで、先ほどの1番の場所から西に100メートルぐらい入ったところなのです。これも同じ

く相当長年耕作されてない土地で放棄地というような土地であり、篠藪と、あと雑木が生えているような状態の中で新たに耕作するということで、地元の人も大変動物の宝庫となっているので、やっていただければ大変よいということで大変喜んでいて。特に問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思えます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班の審査に必要なが生じた場合は、連合審査にしたいと思えますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番と2番の2件、2班に3番から5番の3件、3班に6番と7番の2件、以上合計7件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年1月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第2号、農地法第4条の申請は議案書2ページ記載の4件です。受理した申請書は農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いいたします。

3番。

3番委員 3番です。議案第2号、農地法第4条の2番で、この土地は以前から耕作放棄地になって原野に、周りがもうどこだか分からないほど木に覆われた場所で、これで問題ないと思われましても、よろしく願います。

議 長 9番。

9番委員 9番です。4条の1番、この土地は自宅前の土地で、宅地拡張用地ということで、特には問題はないと思います。

議 長 10番。

10番委員 10番です。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請案件4番です。これは、〇〇の山間地にあり、相続のため取得したのですけれども、管理が難しいということでの用途変更で問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 ほかにありますか。

17番委員 なければ、17番からです。農地法第4条の3番になります。こちらは、安中市が県より譲り受けた土地で、転用がされていなかったことが判明したための修正のための転用申請になります。特に問題はないと思いますが、審議の参考をお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思ひます。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番と2番の2件、2班に3番と4番の2件、以上合計4件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。あわせて、事前現地調査の概要についても説明をお願いします。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願ひたい。

令和6年1月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、1月22日に実施しました申請地面積1,000平米以上の現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたの

で、その旨はご報告させていただきます。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書。

令和6年1月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は議案書3ページから4ページ記載の15件、計画変更申請が議案書5ページ記載の1件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

14番。

14番委員 14番です。議案第3号、農地法第5条の2番になります。この土地は、〇〇沿いに細長くくっついているような土地で、トラクターとかも入らないような土地で何十年も耕作されていない土地で、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 ほかにありますか。

3番。

3番委員 3番です。議案第3号、農地法第5条関係の4番と5番と6番と9番です。まず最初に4番から申し上げます。4番については、受け人は息子さんで、この土地を宅地にしたいということで申請で、この土地は問題ないと思われ

ます。5番については、本人の土地なのですけれども、駐車場として使っておりましたので、ついでにこのときに申請を出したものであります。問題ないと思われ

れます。6番については、前々からこの場所、3種農地で宅地が周りに点在しております。そのままほかの農地には影響ないと思われ

ますので、問題ないと思われ

それから、9番については、この場所なのですが、宅地化が進んでいますけれども、この北側にハウスがあるのですけれども、高さ的にはそんなに高くない太陽光であれば問題ないと思われ

議長 ほかにありますか。

4番。

4番委員 4番です。議案第3号、農地法第5条関係の13番でございます。この案件のすぐ隣にも太陽光ができております。そして、隣に〇〇ができております。その隣の畑でございます。周りの畑にも影響ないと思いますので、よろしくご審議の参考にしてください。

以上です。

議長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 8番です。議案第3号、農地法第5条の12番と15番です。この土地は、〇〇、昔〇〇で〇〇というところがあったのですけれども、その場所の上側と下側になります。上側のほうが12番の土地です。既にその上にも横にも太陽光がありまして、この土地は太陽光に最適な場所ですので、問題はないと思います。

15番のほうは、〇〇の下側のところですが、この土地のところにもすぐ横に、それから道を挟んで上側に太陽光がありまして、残されたような場所なので、すけれども、太陽光にするのに問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

12番。

12番委員 12番です。議案第3号、農地法5条関係の1番と11番です。1番につきましては、太陽光発電施設用地への転用申請でございます。本件の申請対象地につきましては、令和2年12月に伐採事業に関連した作業用地として一時転用が許可された場所でございます。事業終了後も農地として利用が図られることなく、現在全面的にススキが繁茂している状況となっております。地形的に見ますと、高い盛土の〇〇の影響でくぼ地化した状態の帯となっております。耕作される近隣農地もないため、太陽光利用差し支えないと思いますが、よろしく願いいたします。

それと、11番ですが、これは資材置場への転用申請です。渡し人が役員を務める会社が以前から資材置場として利用しておりまして、今後も引き続き継続使用したいということで、使用貸借契約に向けて、今回判明しました未転用の是正と併せて始末書添付の上申請がございましたので、やむを得ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

7 番。

7 番委員 7 番です。議案第 3 号、農地法第 5 条の 3 番です。こちらは、隣地に〇〇の建物がありまして、申請理由にもありますとおり、現地が従業員、工事車両の駐車場として適地ということで、こちら現地で確認いたしました。農地区分としても第 1 種農地の不許可の例外に該当ということで、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

1 番。

1 番委員 1 番です。議案 3 号の 5 条申請に関わる 10 番の申請になります。この申請地は、北が住宅、東が市道、南が水路に挟まれておりまして、周りに耕作しているところは現在ありません。特に問題はないと思いますので、よろしくお願い致します。

議 長 ほかにありますか。

15 番。

15 番委員 15 番です。議案第 3 号、農地法 5 条のうちの 14 番です。14 番のところですが、もう既に東側に太陽光発電が設置されている箇所が数か所ありまして、その続きになります。周りの西側の畑に関しては、特に日陰になるような状況ではないので、特に問題ないかと思えます。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

17 番委員 なければ 17 番から。議案第 3 号、農地法 5 条の 7 番、8 番になります。まず、7 番ですが、こちらは計画変更ということで、過日認可されている場所があります。周辺は全て宅地になりますので、周辺農地への影響はないと考えられます。また、8 番につきましても、周辺は宅地化の進んでいる地域でありまして、周辺農地への影響はないと考えられますので、ご審議の参考をお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したい
と思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場
合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から5番の5件、2班に6番から8番の3件、併
せて計画変更1番の計4件、3班に9番から15番の7件、以上合計16件
を付託します。

これより書類審査のため、暫時休憩といたします。

(休憩午後 2:08)

(書類審査)

(再開午後 2:27)

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求め
ます。

1班。

1班班長 8番です。1班に付託されました議案第1号、農地法第3条の件につきまし
ては、1番、2番の2件でした。審査班で農地法第3条の許可基準により審
査しました結果、調査書に示したとおりでありまして、農地法第3条第2項
各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であ
ります。

以上です。

議長 2班。

2班班長 6番です。2班に付託された議案第1号、農地法3条関係は、3番から5番の
3件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に
示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件
を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議長 3班。

3班班長 10番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、6番から7
番の2件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査
書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可

要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議長 報告が終わりました。

これより議案第1号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。

これより議案第1号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 8番です。1班に付託されました議案第2号、農地法第4条関係は、1番、2番の2件でした。審査班で農地転用の許可基準により審査しました結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議長 2班。

2班班長 6番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、3番、4番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議長 報告が終わりました。

これより議案第2号に対する質疑を行います。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第2号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 8番です。1班に付託されました議案3号、農地法第5条関係は、1番から5番の5件でした。審査班で農地転用の許可基準により審査しました結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当です。

以上です。

議 長 2班。

2班班長 6番です。2班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、6番から8番の3件、それと計画変更の1番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

以上です。

議 長 3班。

3班班長 10番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、9番から15番の7件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしておりますので、許可相当であります。

議 長 報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法附則第5条（令和4年5月27日法律第56号）の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和6年1月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書6ページ記載の9件です。改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。よろしいですか。

委員 なし。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委員 挙手全員。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして令和6年第1回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 2時35分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和6年1月25日

安中市農業委員会会長

8番委員

10番委員